

表1 福祉タクシー等事業およびガソリン費等助成事業の対象・内容など

区分	福祉タクシー等事業	ガソリン費等助成事業
対象	①身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級） ②愛の手帳1・2度 ③東京都難病医療費等助成制度により助成を受けている自己負担がない医療券をお持ちで、重症疾病（スモン、劇症肝炎、重症急性膵（すい）炎、プリオン病、重症多形滲（しん）出性紅斑（急性期）、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全）、または、ほかの疾病で重症認定を受けている方	
助成内容	6カ月間1万円まで （領収証による請求）	3カ月間8,250円まで （1ℓにつき55円を助成。150ℓまで助成。領収証による請求）
助成月	4月・10月	4月・7月・10月・1月
申請に必要なもの	①身体障害者手帳または愛の手帳または㊦の医療券 ②認め印（スタンプ式は不可） ③本人の口座が分かるもの ④車検証（ガソリン申請の場合のみ）登録車両は本人または同居親族の車両のみ ⑤平成23年度課税（非課税）証明書（転入などで東久留米市で所得確認ができない方のみ）	

# 福祉タクシーなどの移送代、ガソリン費などを助成します

市では、在宅で重度の身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方や、都難病医療費等助成制度で重症疾病またはほかの疾病で重症認定を受けている方（表1参照）を対象に、タクシー代またはガソリン費を助成しています。なお、これらの2つの制度には所得制限（表2参照）などがあり、併給することはできませんので、ご注意ください。

表2 福祉タクシー等事業 ガソリン費等助成事業の所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	473万5,000円
1人	516万8,000円
2人	560万3,000円
3人	603万8,000円
4人	647万3,000円
5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以降は、1人増すごとに43万5,000円を加算します。  
※ガソリン費等助成は、世帯全員の所得確認が必要です。

申請がお済みでない方は、障害福祉課（市役所1階）で申請を行ってください。また、資格喪失になった方で対象要件を満たし受給を希望する方は、改めて申請を行ってください。

詳しくは同課管理係 ☎ 470・7747へ。



## 障害福祉サービスの一部が変わります

### 一部が変わります

国では、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進本部」などにより、障害保健福祉施策の見直しを進めています。

その作業での議論の一部を踏まえ、市では障害福祉サービスの一部を4月1日（日）から改正します。その概要をお知らせします。

（1）利用者負担の見直し  
利用者負担は応能の負担を原則とします。これにより、居室介護（ホームヘルプ）など障害福祉サービスの利用者負担と、同月に支給決定した補装具の利用者負担とを合算し、本人と配偶者、または保護者の所得に応じた負担上限額を適用することになります。

（2）障害者・児の範囲の見直し  
児童福祉法上でも、発達障害がある児童を障害児に含めることが明記されました。

（3）相談支援の充実  
障害者の相談に応じる事業者を増やし、障害福祉サービスの支給決定に当たり相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画案」を勸案し市が決定する方式へと、26年度付けてサービス提供してきままでの3カ年をかけ、変えていきます。それに必要な相談支援専門員の養成を進めます。また、施設入所者および精神科病院に長期入院中の方で、地域での生活を希望される障害者の相談支援体制の整備を進めていきます。相談支援事業係 ☎ 470・7747へ。

（4）障害児支援の強化  
児童福祉法の一部改正により、これまで都の事務であった障害児通所サービスの支給決定を、市が行うことになり、市立「わかき学園」は、これまで障害者自立支援法の「児童デイサービス」に位置付けてサービス提供してきましたが、法改正に伴い、4月から児童福祉法の「児童発達支援」サービスとなります。以上の制度改正に伴う手続については、対象となる方に個別にご案内します。

業所の指定事務の大半は、市が行うこととなりますので、その準備を進めています。  
（4）障害児支援の強化  
児童福祉法の一部改正により、これまで都の事務であった障害児通所サービスの支給決定を、市が行うことになり、市立「わかき学園」は、これまで障害者自立支援法の「児童デイサービス」に位置付けてサービス提供してきましたが、法改正に伴い、4月から児童福祉法の「児童発達支援」サービスとなります。以上の制度改正に伴う手続については、対象となる方に個別にご案内します。

## 耐震相談会

### 4月は11日(水)に開催します

市では年6回、耐震相談会を実施します。  
【日時・会場】下表の通り  
【相談員】東久留米建築設計協会会員  
【費用】無料

申し込みは各相談日の前日までに、電話で同協会事務局（桑原建築設計事務所） ☎ 476・1515へ。

※当日の受け付けもできませんが、お待ちいただく場合があります。



#### 耐震相談会年間日程

日時	会場
4月11日(水)	市役所1階 屋内ひろば 午後2時～5時
6月13日(水)	
8月8日(水)	
10月10日(水)	
12月12日(水)	
25年2月13日(水)	

また、図面などがあれば、持参してください。

詳しくは施設管理課建築管轄係 ☎ 470・7756へ。

## 難病疾患などの啓発活動に補助金を交付します

### 補助金を交付します

難病疾患などの疾病に関する啓発と支援のために、講演会などを実施する当事者団体に対して、活動費の一部を補助します。ぜひ応募してください。

【対象】難病疾患などの疾病  
詳しくは同係へ。

詳しくは同係へ。

## 会社を退職、会社に就職したら

### 国民健康保険の加入・喪失の手続きを

きが必要で、忘れずに手続きをしてください。  
※国保加入・喪失・変更するに必要な書類などは、左表を参照してください。

会社の健康保険に入れませんか  
会社や工場などの法人に勤務している方や、その家族の方は、会社の健康保険や厚生年金などへの加入が法律で義務付けられていて、病気やけがをしたときに必要な保険給付が行われ、生活を安定させる仕組みが取られています。パートやアルバイトの方も、勤務日数や時間が一般の従業員より4分の3以上ある場合は、国民健康保険に必ず加入することになります。

市内に住所があつて会社の健康保険などに加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。

会社を退職して会社の健康保険を脱退したとき、または会社に就職して会社の健康保険に加入したときには、国民健康保険の加入・喪失の手続



▼厚生年金に関することⅡ  
武蔵野年金事務所 ☎ 042・56・1411  
▼労働基準・労災に関することⅢ  
三鷹労働基準監督署 ☎ 0422・48・1161  
詳しくは市保険年金課国保年金資格係 ☎ 470・7732へ。

#### 国民健康保険への加入・喪失・変更に必要な書類

手続が必要なき	加入・喪失・変更の際に必要な書類など
市に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑（認め印）
会社の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書など）、印鑑（認め印）、被保険者証（世帯主に変更があるとき）
会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書、印鑑（認め印）、被保険者証（世帯主に変更があるとき）
子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、印鑑（認め印）
生活保護を廃止するようになったとき	生活保護廃止決定通知、印鑑（認め印）
市から転出するとき	被保険者証、印鑑（認め印）
会社の健康保険に入ったとき▼被扶養者になったとき	国保と会社の両方の被保険者証、印鑑（認め印）
死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの（会葬御礼のはがき等）、喪主の口座番号が分かるもの、印鑑（認め印）
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知、印鑑（認め印）
退職者医療制度の対象になったとき	被保険者証、年金証書、印鑑（認め印）
退職者医療制度の対象でなくなったとき ▼市内で住所が変わったとき▼世帯主や氏名が変わったとき▼世帯が分かれたり、一緒になったとき	被保険者証、印鑑（認め印）
修学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、新住所の住民票、在学証明書、印鑑（認め印）
被保険者証を無くしたとき	窓口で再交付の申請が必要、印鑑（認め印）

※世帯主の自筆署名の場合、認め印は省略できます。